



平成21年度合法性等の証明された木材の普及促進事業

第1回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会

第1回合法木材普及拡大部会

第1回合法木材供給体制整備部会

違法伐採総合対策推進事業 の実施結果について

(社)全国木材組合連合会

2009(平成21)年6月17日(水)



「違法伐採総合対策推進事業」の背景

- 平成17(2005)年7月グレンイーグルスG8サミット



- 我々は、違法伐採に取り組むことが、森林の持続可能な管理に向けた重要な一歩であることに合意する。この問題に効果的に対処するためには、木材生産国及び消費国双方の行動が必要である。
- 平成18年2月グリーン購入法で合法性が証明された木材を優先購入
- 同年2月木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(林野庁)

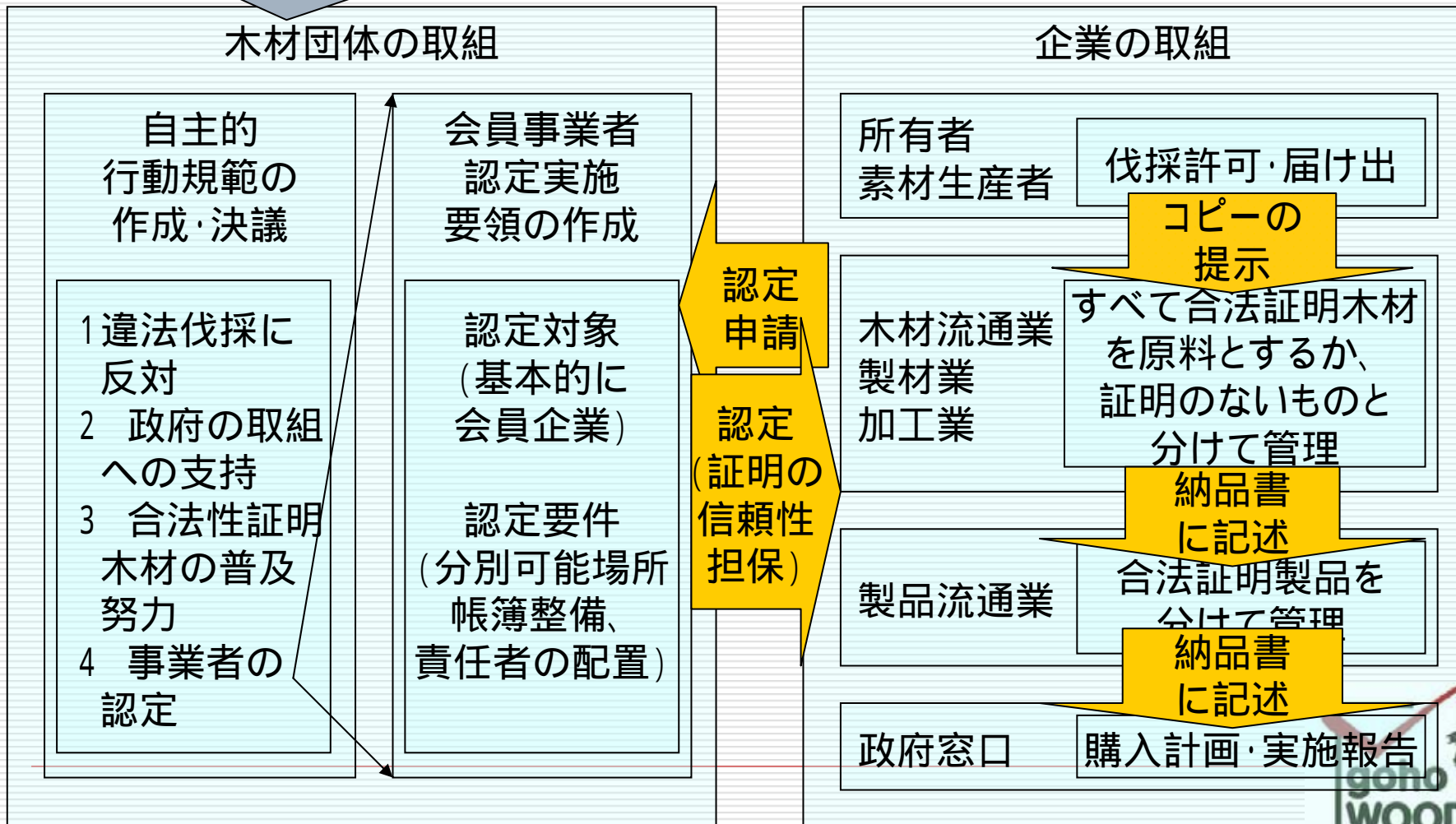
「違法伐採総合対策推進事業」の背景

- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン
 - 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明については、以下の方法が考えられる。
 1. 森林認証制度及びCOC認証制度を活用した証明方法
 2. 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
 3. 個別企業等の独自の取組による証明方法

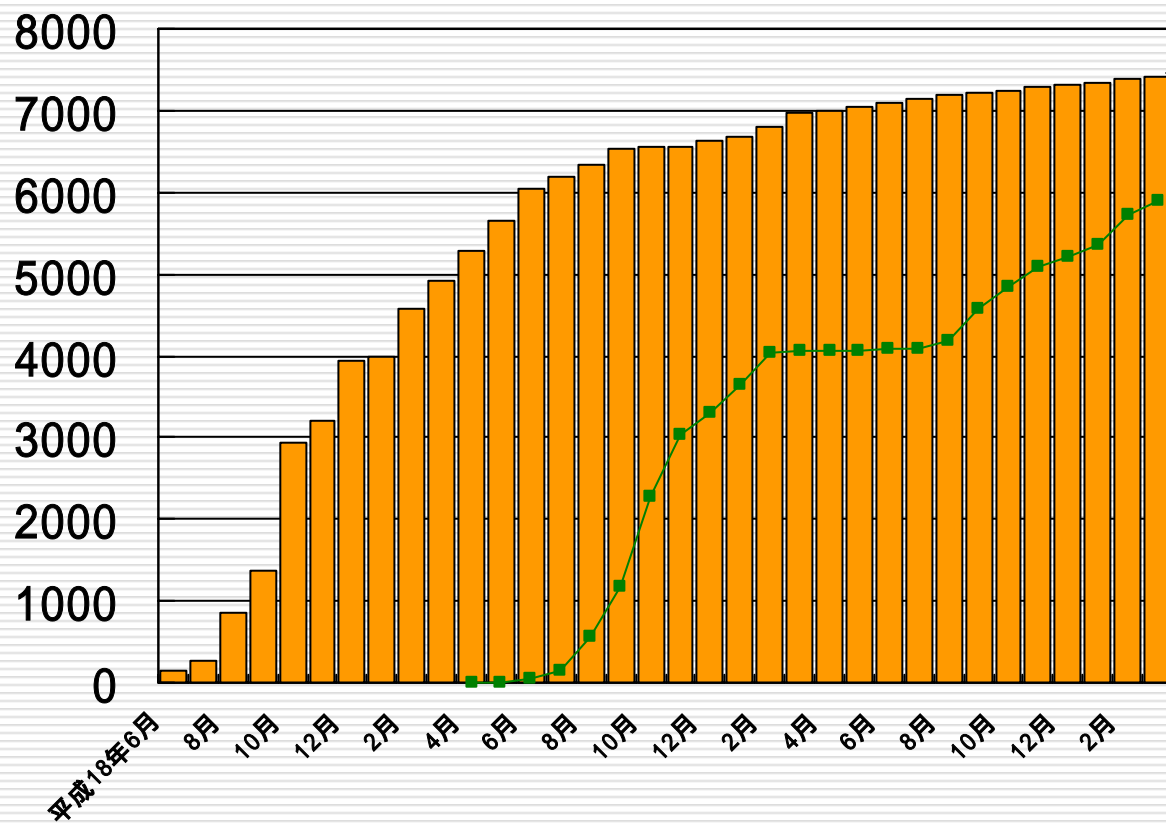
違法伐採総合対策とグリーン購入法による対応

合法性証明木材製品の業界認定制度への取組

全木連・県木連・地区木連・ 業組合etc



合法木材供給事業者の推移



21年3月時点
7410事業者
が認定されて
いる。

■ 認定事業者数
—■ 研修受講者累計

合法木材供給事業者団体認定 林業木材業関連団体

団体区分	認定 団体数	認定 事業者数
1 中央認定団体	20	1,359
2 都道府県木(協)連 地区木連	47	4,592
3 都道府県森連	41	788
4 地区素生協・チップ連	14	386
計	136	7,410

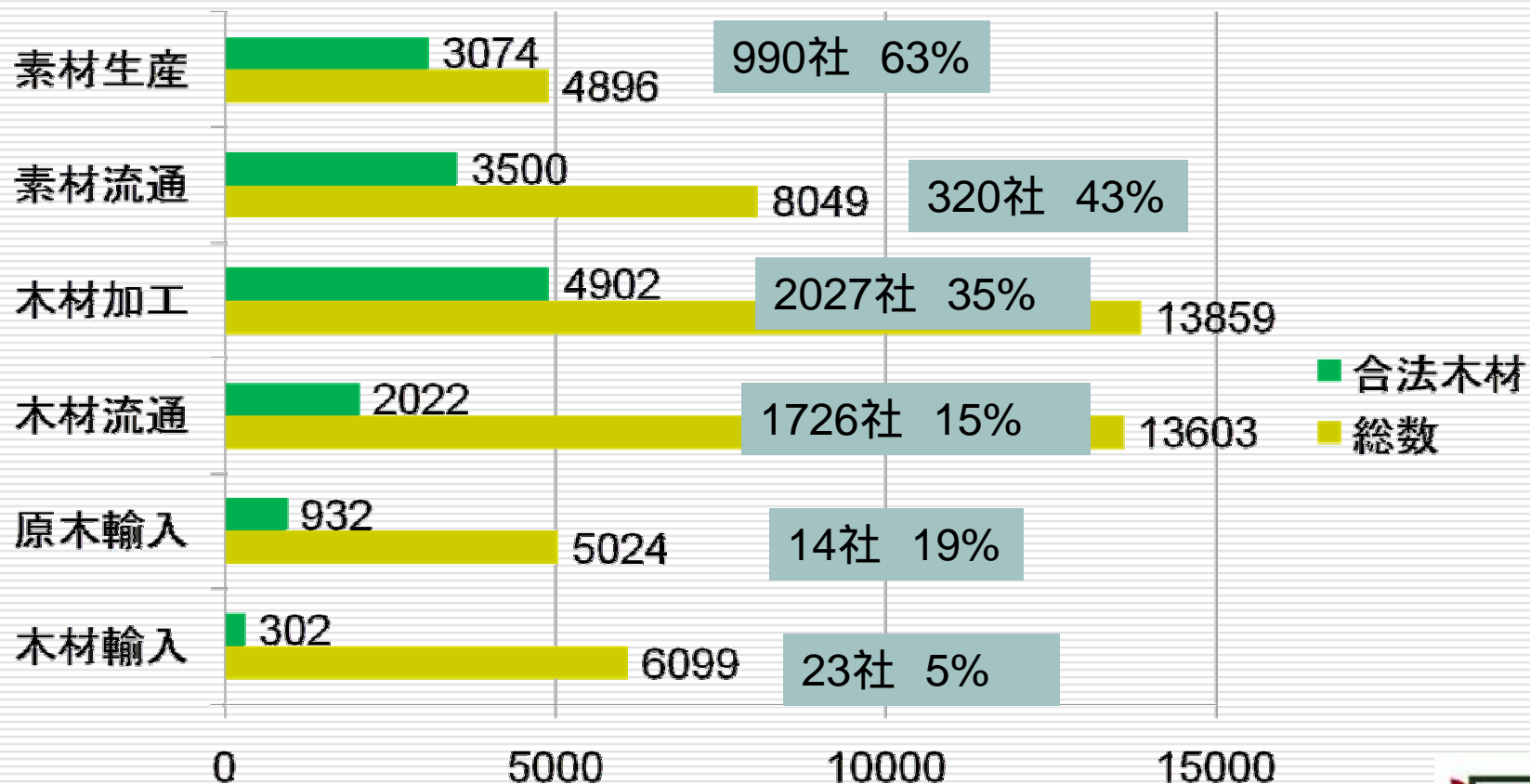
平成21年3月5日



平成19年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告

		木材・木製品の取扱量 (総数)	内合法木材	割合	認定 事業体 数
素材生産	(国内)	4,896	3,075	0.63	990
素材流通	(国内注)	8,049	3,499	0.43	322
木材加工	(国内注)	13,859	4,902	0.35	2,031
木材流通	(国内注)	13,603	2,022	0.15	1,731
その他	(国内注)	12	3	0.25	15
素材流通	(輸入)	5,024	932	0.19	14
木材流通	(輸入)	6,099	302	0.05	23

平成19年度 合法木材の取り扱い実績



違法伐採総合対策推進事業

□ 趣旨

- 「グリーン購入法」への導入に対応するため国内の木材関連業界において、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給を可能とする体制を整備することが喫緊の課題
- しかしながら、我が国においては新たな取組であることなどから、木材関連業界団体による自主的取組の体制整備を支援する必要
- このため
関係者から構成される協議会を設置して、
企業等による既存の取組事例の調査(事例調査事業)
各業界団体による自主的取組の実地検証し(システム検証調査)
業界団体等への情報提供、指導・助言を行うとともに、
供給側・需要側双方への普及・啓発活動を実施することにより
違法伐採対策の推進を図る。

違法伐採総合対策推進事業

合法性等証明木材事例調査(輸出国の実態)

全木連
(違法伐採総合対策推進協議会)

合法性等証明システム検証調査(システムの信頼性の確保)

国際セミナー
パンフレット3

HP作成(合法木材ナビ)

説明会の開催
パンフレット1

フェアへの出展
パンフレット2

海外の供給者

国内の供給者

合法木材
供給

合法木材
要求

調達者・消費者

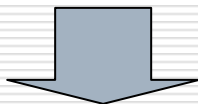
違法伐採総合対策推進事業

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
協議会設置事業	協議会及び内部組織の構成立ち上げ	協議会の円滑な運営	同左
合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業	木材輸出国の現状調査(主要国) 法制度の概要調査	木材輸出国の現状調査(地域拡大)	過去の調査の上に立った補足調査と、3年間の調査結果の解説的とりまとめ
合法性・持続可能性証明システム検証事業	立ち上げ初期の検証	本格的な検証事業の実施	次のステップに向け、証明システムの体系的な検証による、信頼の確保と課題の把握
合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業	業界団体認定たちが下のための業界団体への普及啓蒙、HPの立ち上げによる基本ツールの整備	信頼性を確保するための検証結果を踏まえた団体認定の研修、需要者・消費者に合法木材製品のPR	実需を生み出す需要者へのPR、合法木材の信頼性向上により自立的な合法木材のビジネスの確立。 G8サミットを契機に海外情報発信



合法性等証明木材供給事例調査事業

平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)
<ul style="list-style-type: none">➤ 木材輸出国の現状調査(ロシア、インドネシア、中国)➤ 各国の森林伐採関連法制度の概要調査➤ 国内事例調査	<ul style="list-style-type: none">➤ 木材輸出国の現状調査(ロシア、インドネシア、マレーシア、中国)➤ 国内事例調査	<ul style="list-style-type: none">➤ 木材輸出国の現状調査(ロシア、インドネシア、マレーシア、中国)➤ 国内事例調査
現状、概要の把握 今後の課題の検討	現状の把握 昨年度との比較 調査地域の拡大	過去の調査の補足、推移の把握 3年間の調査結果のとりまとめ 今後に向けた提言 ガイドブックの作成



調査結果は、合法木材ナビHPの「木材輸出国の国別概要」等で公開

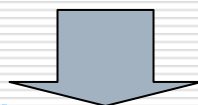


合法性等証明木材供給事例調査事業で明らかになったこと

- インドネシア・マレーシア
 - 国を挙げて取組、ガイドラインの沿った合法証明システムが定着
 - ステップアップの準備が進む
- ロシア
 - 日本からの働きかけにより業界団体認定・森林認証制度が拡大
- 中国
 - 独自の森林認証制度の開発の動き
 - 中国木材流通協会などとのパイプ
- 日本国内
 - 都道府県産材認定制度と合法木材認定との連携が重要

合法性等証明木材供給事例調査事業 3年間の実績

平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 木材輸出国の現状調査(ロシア、インドネシア、中国) ➤ 各国の森林伐採関連法制度の概要調査 ➤ 国内事例調査 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 木材輸出国の現状調査(ロシア、インドネシア、マレーシア、中国) ➤ 国内事例調査 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 木材輸出国の現状調査(ロシア、インドネシア、マレーシア、中国) ➤ 国内事例調査
<p>現状、概要の把握 今後の課題の検討</p>	<p>現状の把握 昨年度との比較 調査地域の拡大</p>	<p>過去の調査の補足、推移の把握 3年間の調査結果のとりまとめ 今後に向けた提言 ガイドブックの作成</p>



調査結果は、合法木材ナビHPの「木材輸出国の国別概要」等で公開

個別の調査概要

国内事例調査

- 国内の森林認証実態動向調査(2006～2008年)
- 都道府県レベルでの産地(県産材)証明制度と合法性証明制度の関連と今後の動向



個別の調査概要

ロシア調査

- ロシア極東における合法性証明の実態調査(2006年)
- ~~極東ロシア・沿海地方における高級家具用木材の違法伐採対策調査(2006年)~~
- ロシア東シベリア地域イルクーツク州における違法伐採対策調査(2007～2008年)
- ロシア材の合法性等証明木材調達のためのガイドブックの作成(2008年)

インドネシア、マレーシア調査

- インドネシアにおける合法性証明の実態調査(2006～2008年)
- マレーシアにおける合法性証明の実態調査(2007～2008年)
- インドネシア・マレーシア企業へのアンケート調査(2008年)
- インドネシア・マレーシアからの合法性等証明木材調達のためのガイドブックの作成(2008年)

中国調査

- 中国における合法性証明制度の実態調査(2006～2008年)
- 中国木材流通協会総会での日本の合法木材に関する取組みの紹介報告(2008年)

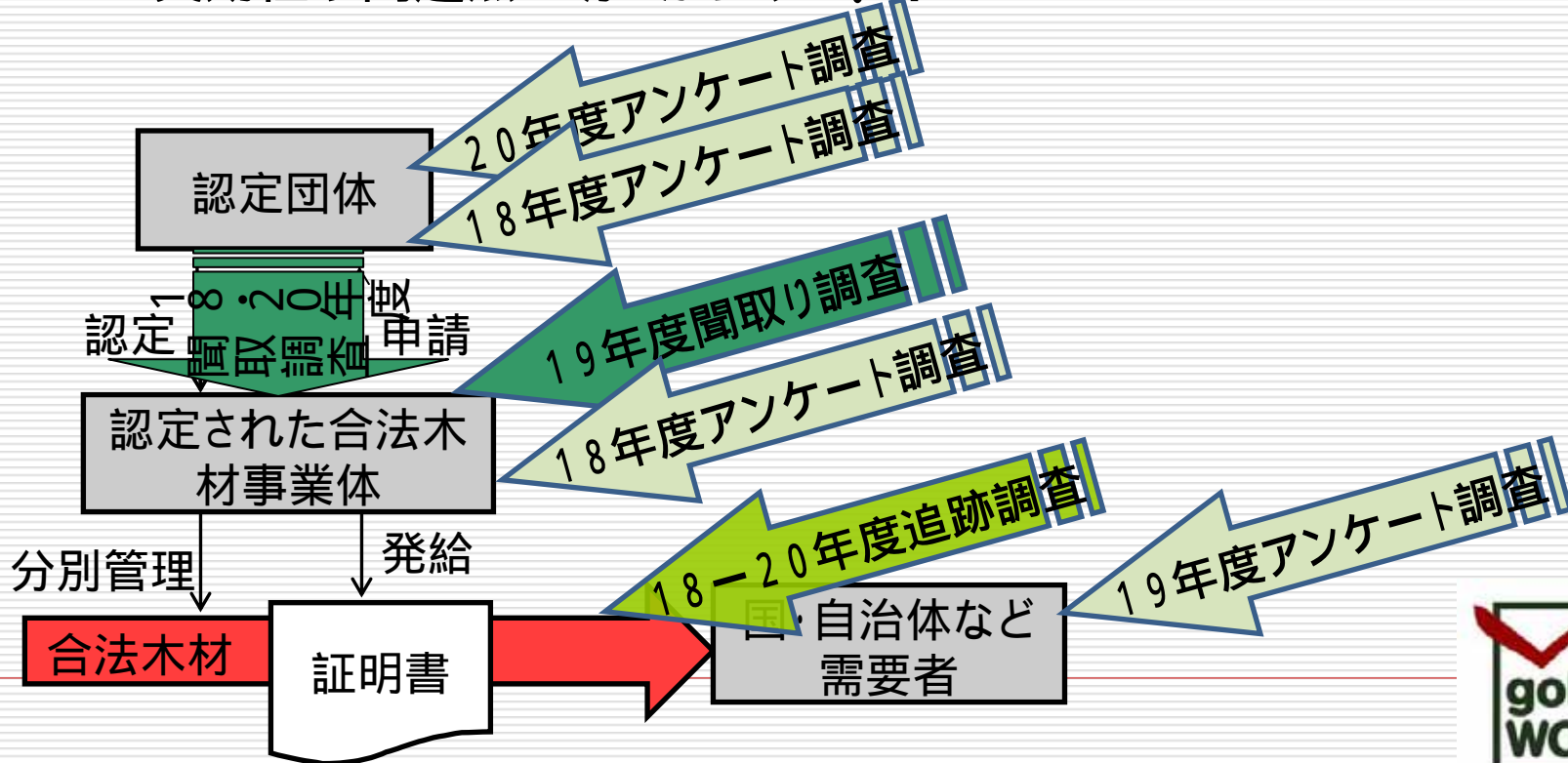
主要木材輸出国における森林伐採関連法制度調査(2006年度)

- 東南アジア地域を中心に上記の個別調査対象国を除く12カ国の森林法制度を調査
- 森林関連法令、日本への林産物輸出、法令違反の現状、合法性の確認方法等について調査



合法性・持続可能性 証明システム検証事業

- 目的：「合法木材供給事業者の認定に関する業界団体の自主的取組みについて消費者の信頼性を確保し、政府等の木材・木製品の調達担当者の理解を促進するため、制度運営について調査検証を行い、その実効性や問題点を明らかにする。」



システム検証調査で 明らかになったこと(1)

□ 合法木材追跡調査

- 国産材を出発点とした製材品については、短い流通ルートであることもあり、比較的合法証明がとりやすい実態になっている
- 一部に証明が不十分な文書を根拠にした合法証明材が流通している
- 木材流通は多岐にわたっており、木材業以外の建材業者、プレカット業者などへの普及が課題

システム検証調査で 明らかになったこと(2)

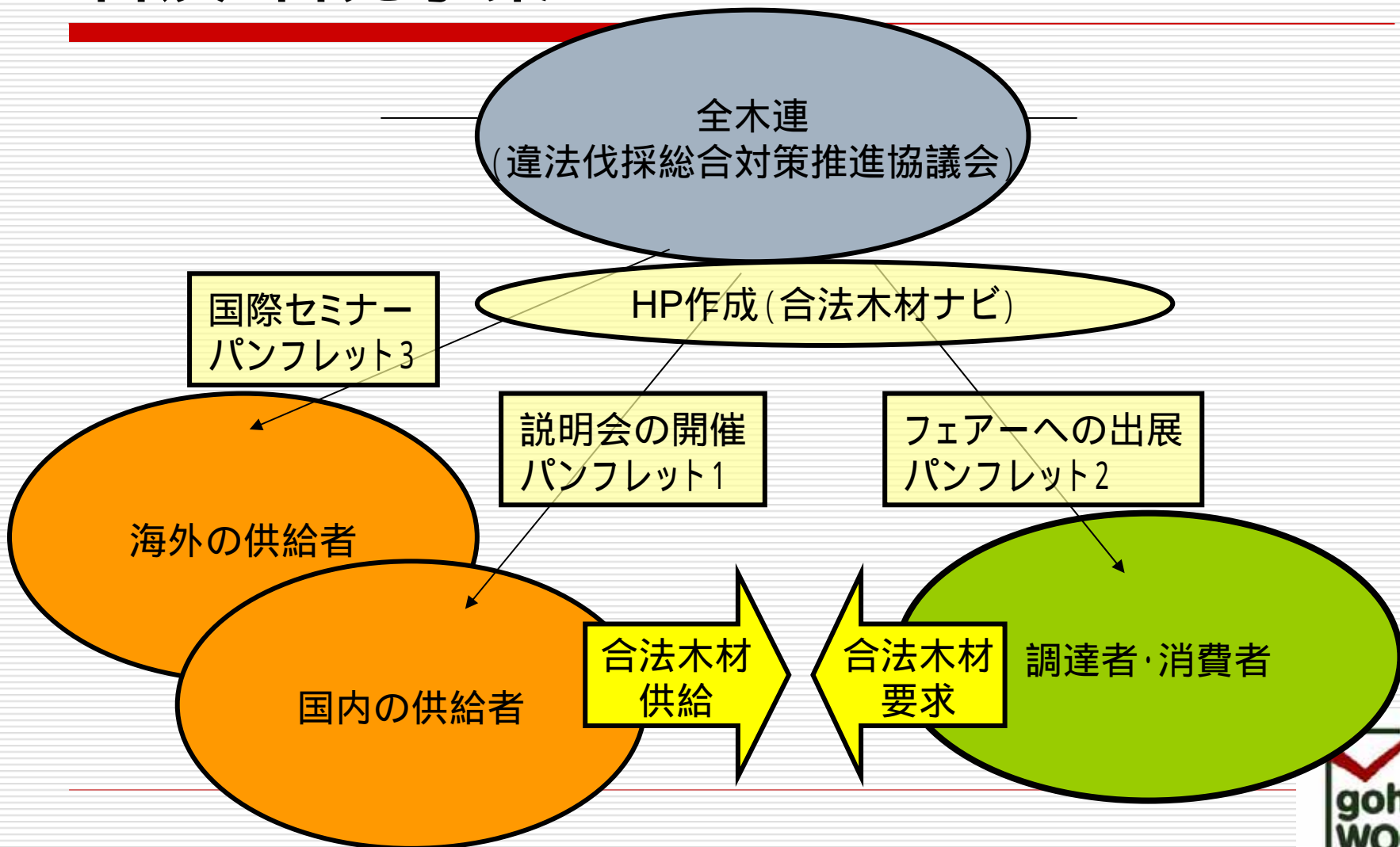
□ 認定団体調査

- 認定過程の基準の公開など透明性は確保されている。
- 認定事業者の管理体制という点で、規定は整備されているが、モニタリングの実施体制整備が課題

□ 認定された事業者の調査

- 分別管理方針書、責任者の配置など形式は整っている事業者がほとんどである
- 要請がないので合法木材出荷実績がない事業者が半数ある
- 出荷実績の管理など多くの事業者にとっては今後の課題である

合法性・持続可能性証明システム 普及・啓発事業



商品フェアへの参加(1)

エコプロダクツ2006/2007/2008

12月11日から13日 東京国際展示場 東京ビックサイト
Goho-wood(日本発の合法性が証明された木材)の取り組み

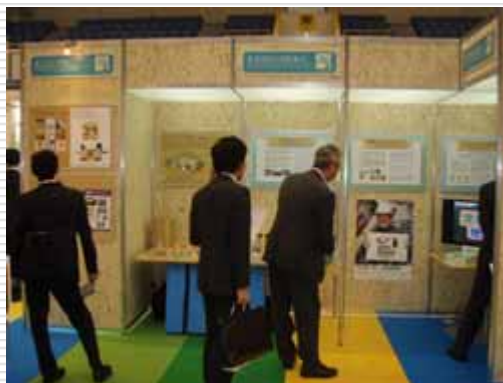


併催されたシンポジウムの席上で表彰された
林野庁長官賞受賞者のプロフィールや取り組みを
パネルで紹介し、関連する合法木材製品

商品フェアへの参加(2)

環境フェア in KOBE

G8環境大臣会合にあわせ5月23日(金)～26日(月)
神戸市立中央体育館(神戸市中央区)



DIYショウ2006/2007/2008

8月28日(木)～30日(土)幕張メッセ国際展示場



合法木材推進シンポジウム パネルディスカッション

「合法木材・持続可能な木材のさらなる発展に向けた課題と展望」

- (座長) 柿澤 宏昭 (北海道大学大学院)
(合法木材供給事業者) 鈴木 不二男 (丸善木材株式会社)
竹内 福治 (北三株式会社)
(合法木材供給事業者認定団体)
山口 忠義 (社団法人群馬県木材組合連合会)
(合法木材等利用者) 乾 和也 (積水ハウス株式会社)
(行政) 森田 一行 (林野庁 海外森林資源情報分析)
(学識経験者) 荒谷 明日兒 (林業経済研究所所長)

合法木材の供給について取り組んできたが、未だ最終需要者である一般消費者に広く浸透していない。今後とも、プレカット工場・工務店・ハウスメーカー・エンドユーザーに対してこれらのことをPRしてゆくことが木材業界として必要不可欠。





違法伐採を減らし持続可能な森林経営を支援し、安全・安心な合法木材流通を作るサイト

違法伐採総合対策推進協議会 GOHO-WOOD.jp

当サイトについて サイトマップ お問い合わせ



違法伐採を防ごう!

— 合法木材は地球を守る第一歩 —

The Goho (=legal) wood is the first step to protect the global environment.
This site is for activities in Japan to prevent illegal logging in the world.

違法伐採問題について

- 違法伐採問題
- グリーン購入法と合法木材
- 合法木材等のガイドライン
- 業界団体認定について
 - 認定事業者名簿等の情報
- 合法木材製品事例紹介

違法伐採対策推進国際セミナー 2007 II in 横浜

12月3(月)~4(火)日 パシフィコ横浜 **参加登録受付中**

TOPICS [過去のトピックス一覧](#)

- 合法木材推進マークおよび合法木材製品の普及に関するPRツールの作成について(募集) **UPII** (2007.11.22)
- 違法伐採対策推進国際セミナー2007 II in横浜 -信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて-(日本語版) **UPII** (2007.11.22)
- 合法木材推進マークの制定について **UPII** (2007.11.15)
- 違法伐採対策推進国際セミナー2007 II in横浜 -信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて-(日本語版) (2007.10.30)

需要者・調達者への普及啓発 ホームページによる合法木材製品供給促進への 取り組み

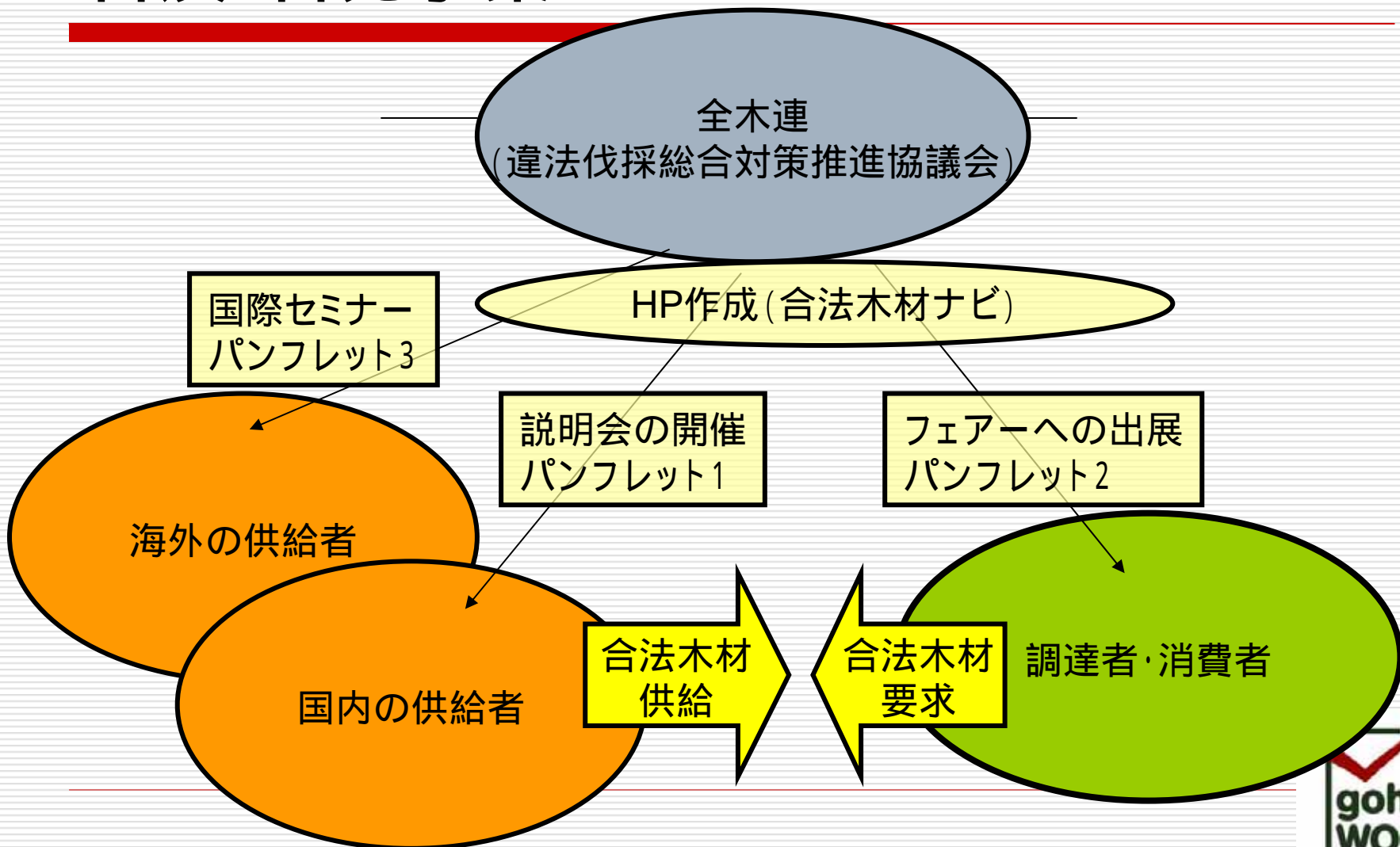
合法木材製品事例紹介ページ(合法木材ナビ内) 2007年10月から製品掲載企業の募集を開始



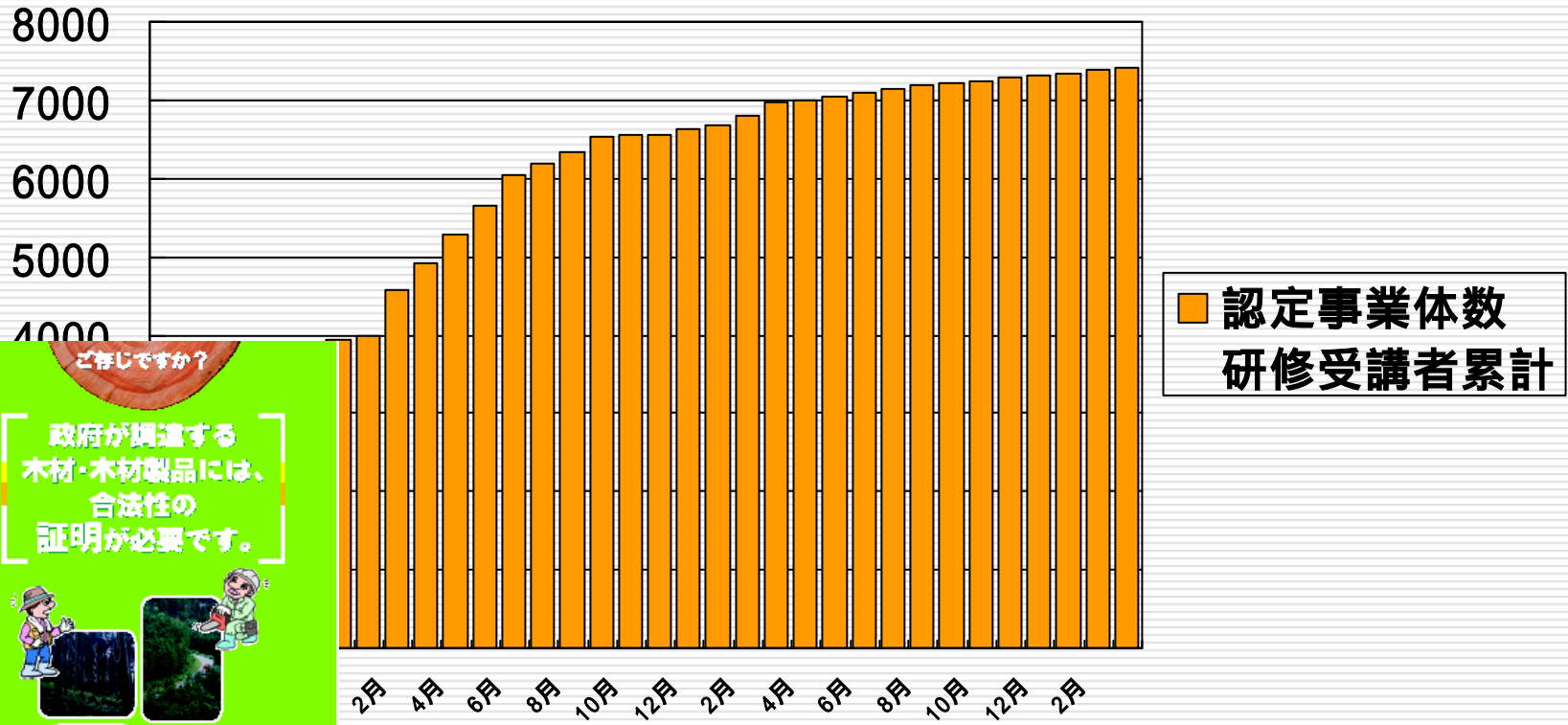
掲載企業募集のための
パンフレット



合法性・持続可能性証明システム 普及・啓発事業



合法木材供給体制のための普及活動

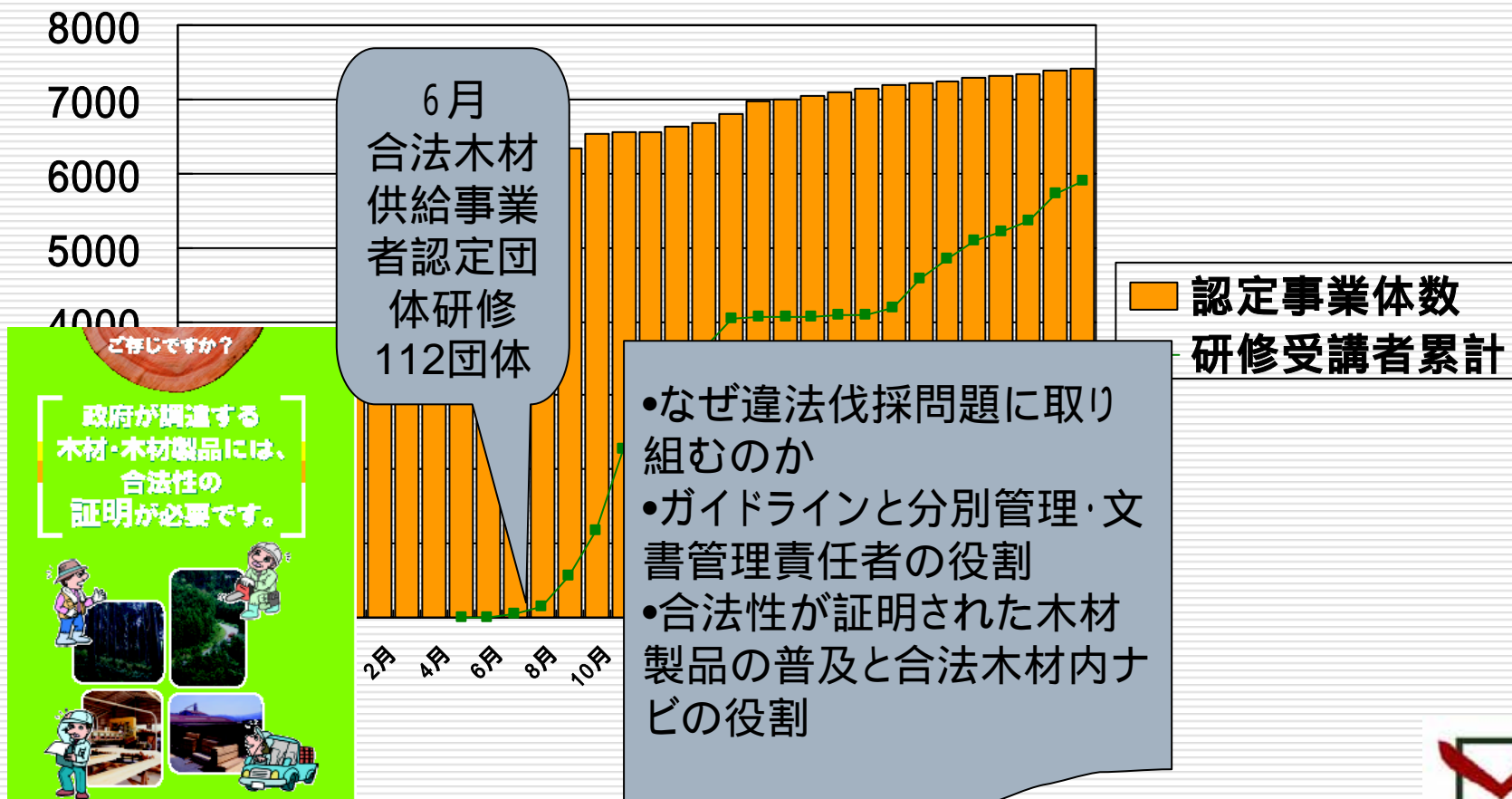


ご存じですか？

政府が調達する
木材・木材製品には、
合法性の
証明が必要です。

The complex block contains a green background with white text and illustrations. At the top, it asks 'ご存じですか?' (Do you know?). Below that, it states '政府が調達する木材・木材製品には、合法性の証明が必要です。' (For wood and wood products procured by the government, proof of legality is required). The bottom section features four small illustrations: a person in a hat working in a forest, a person in a green uniform holding a document, a person in a workshop, and a person driving a truck.

合法木材供給体制のための普及活動



需要者・調達者への普及啓発 マークの作成・ポスターの作成



- 合法木材推進マーク
 - 違法伐採問題に対する取り組みと木材・木材製品の証明システム普及啓発のためのシンボルとして「合法木材推進マーク」を作成
 - エコプロ展で人気投票
 - 認定事業者は認定団体へ、その他は全木連は利用申し込み

他人事じゃない、違法伐採問題

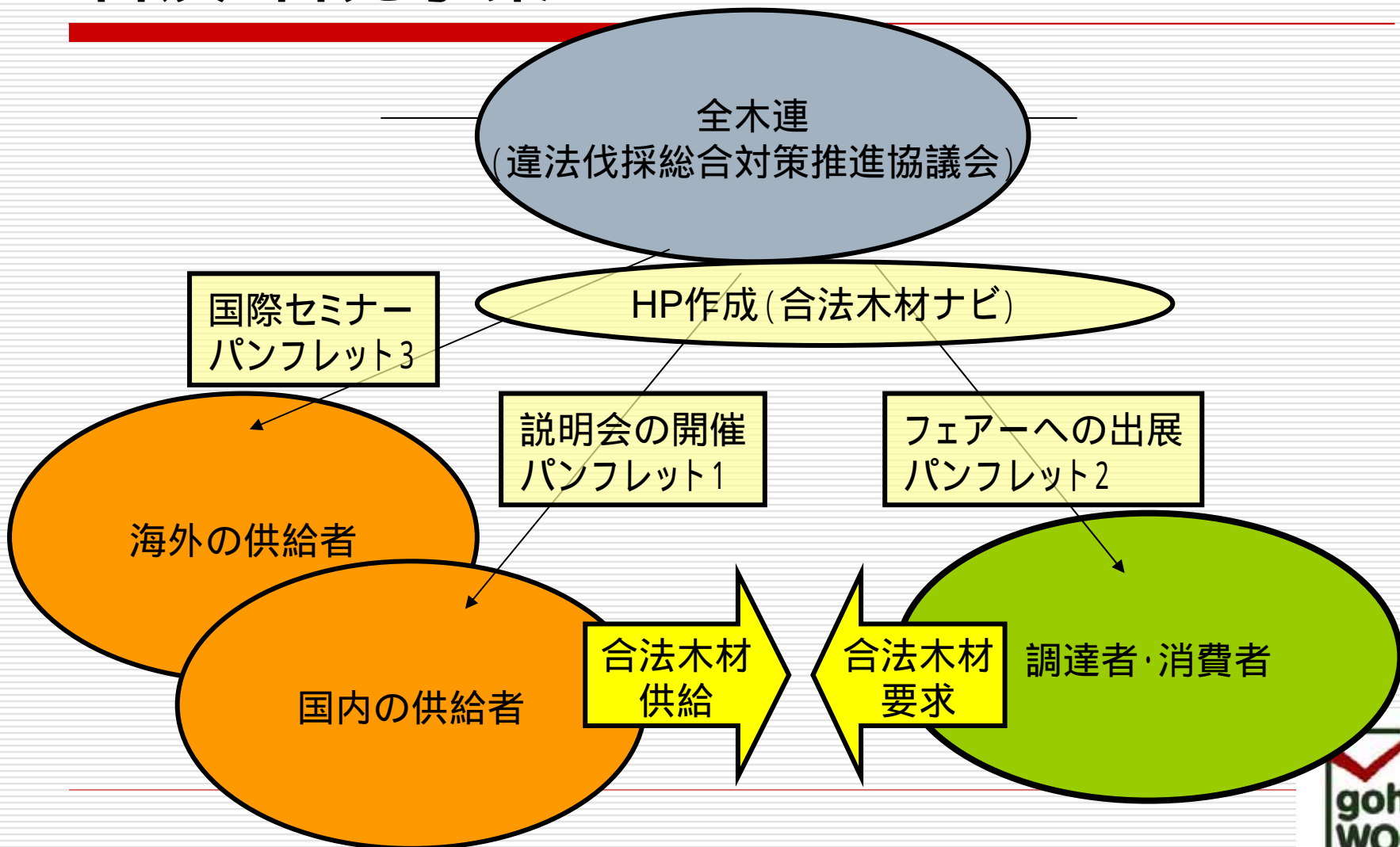
木、竹の乱伐で環境が破壊され、土砂災害や水質汚染、生物多様性の減少などが発生しています。違法伐採は、森林資源を枯渇させ、国土の保全や防災に大きな影響を与えています。違法伐採を止め、合法木材を利用しましょう。

社団法人 全国木材協会（違法伐採総合対策推進委員会） 2022年10月現在 | <http://www.goho-wood.jp>

- 15千部ポスターを配布



合法性・持続可能性証明システム 普及・啓発事業



違法伐採対策推進国際 -日本の木材表示協議会-

東京 の対応

カナダ
カール・エリック・ゲタン
ケベック州

ロシアハバロフスク州
バジリ・シハレフ
木材産業大臣

中国 陸文明
林業科学研究院

PNG
ブルーステルファー
SGS

マレーシア
タリフサレー
STIDC会長

インドネシア
ハジダリアント
林業省

米国
マイケルヴァーガ
AF&PA

日本
角谷宏二
木材表示協議会



違法伐採対策推進国際セミナー2007in東京 -日本の木材調達政策に対する世界の対応 07/2/26-27

合法木材 (Goho-wood) は地球を守る第一歩
国際セミナーをきっかけとして
Goho-wood認証システムのネットワークを作ろう

"Goho (legal) Wood" is the first step to protect the Earth.
Using the International Seminar as a triggering event,
let us build a network of goho wood verification systems.

違法伐採対策推進国際セミナー 2007 in横浜 2007/12/3-4

信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて-

A credible and distributable system for verifying
Goho (=legal) wood and wood products

- A. 合法性持続可能性を証明する輸出国の取組
- B. 日本市場における合法性・持続可能性を証明した木材の調達と販売促進
- C. パネルディスカッション
- 北海道洞爺湖サミットに向けた世界と日本の合法木材調達への取組 信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて



G8サミットに向けたGoho-wood円卓会議

「地球環境国際議員連盟(GLOBE International)語る
合法木材供給システムの将来」 2008年6月27日東京プリンスホテル

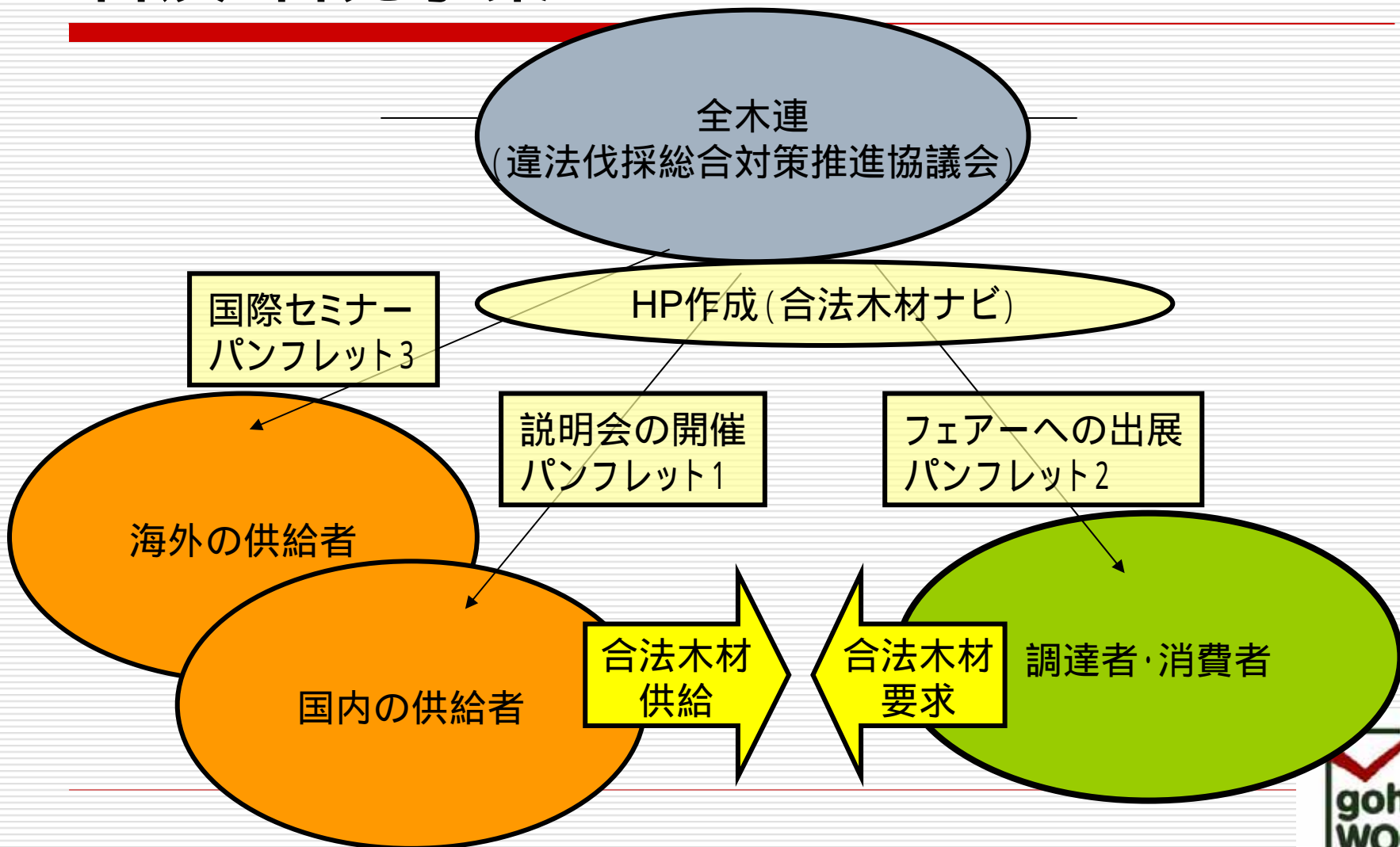


- 海外から8カ国の国会議員など16名、国内からは農林水産大臣はじめ8名の国会議員を含め約100名、あわせて約120名が参加
- 「日本がGohowoodという取組で世界の先導役になっていることをお祝いしたい」(国際議員連盟モーレー会長)
- 我が国の取組の評価・教訓
 - 合法性が証明された木材は、合法木材供給事業者の信頼の連鎖により供給、合法木材供給事業者は、業界団体を含む何らかの第三者からの透明性のある手続きを踏まえた承認が必要なこと、証明の連鎖は、合法木材供給事業者が作成する書面による証明によりつながること、この措置は、国内材、輸入材又はハイリスク、ローリスク国等に関係なく全ての国に要求されること

(吉野議員の基調報告から座長まとめ)



合法性・持続可能性証明システム 普及・啓発事業



提言書

- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言書
 - 違法伐採総合対策推進協議会
 - 平成21年3月30日
- 提言の骨子
 - 合法性、持続可能性の証明方法について
 - 需要者側への証明制度の普及と証明された木材・木材製品の利用推進方策について
 - 供給者側への証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について

違法伐採総合対策推進事業から 合法性等の証明された木材の普及推進事業

- 政府調達に対応する合法性などを証明する木材の供給体制はできた
- 我が国での違法伐採対策を一層効果的に行うためには、
 - 一般企業・消費者等に対して、違法伐採対策の重要性や合法木材の普及拡大を行ない、
 - また、木材供給事業者に対して、一般消費者まで供給可能な合法木材の円滑な供給体制の整備を行う必要